番号: 170176 国 名:タンザニア

担当部署:産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第二チーム

案件名:産業クラスター開発

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:産業クラスター開発

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間:2017年7月上旬から2019年6月下旬まで
- (2) 業務M/M:国内 3.00M/M、現地 13.33M/M、合計 16.33M/M
- (3)業務日数:
 - 第1次 国内準備5日、現地業務40日、国内整理3日
 - ·第2次 国内準備3日、現地業務60日、国内整理3日
 - ·第3次 国内準備3日、現地業務60日、国内整理3日
 - · 第4次 国内準備3日、現地業務60日、国内整理3日
 - 第5次 国内準備3日、現地業務50日、国内整理3日
 - 第6次 国内準備3日、現地業務50日、国内整理5日
 - · 第7次 国内準備5日、現地業務50日、国内整理5日
 - 第8次 国内準備5日、現地業務30日、国内整理5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提 案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3)提出期限:5月10日(12時まで)
- (4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示 情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独 型)公示にかかる応募手続き)(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf)を ご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただい ても受領致しかねます。ご留意ください。

(5)評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出 者の契約交渉順位を決定し、2017年5月30日(火)までに個別に 通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

③語学力

①業務実施の基本方針 16点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点 16点

__(計100点)

類似業務	産業クラスター開発に係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:特になし
- (2)必要予防接種:

黄熱:黄熱流行国です。日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていませんが、入国時に提示を求められることがあるため、赴任前の予防接種を強くお勧めします。

6. 業務の背景

タンザニアは国家開発計画「タンザニア開発ビジョン(TDV) 2025」において、後発開発途上国から中所得国への成長と農業経済から工業経済への転換を2025年までに達成することを目指している。その実施のための中期計画である「第2次五ヵ年開発計画(FYDP II) 2016/17-2020/21」において、「経済の転換と人間開発のための工業化推進」が志向されており、製造業の実質成長率を2015年の6.5%から2020年には10.5%まで増加させ、GDP比を5.2%(2015年) から12.5%(2020年)に拡大すること、製造業セクターの雇用に占める割合を3.1%(2014年) から5.4%(2020年)に増加させることを目標としている。

産業貿易投資省(Ministry of Industry, Trade and Investment: MITI)はTDV2025の工業セクターの目標を実現するため「持続的産業開発政策(SIDP)1996-2020」を策定して民間セクター主導の工業化に取り組んでおり、そのロードマップとして策定された「統合産業開発戦略及びマスタープラン(Integrated Industrial Development Strategy and Master Plan: IIDS& MP)」の優先度の高い分野として、産業クラスター形成による産業振興を積極的にする方針である。また、2003年に策定された中小企業開発政策(SME Development Policy)でも、産業クラスター開発は地方での工業化を推進する手段として位置づけられており、FYDP IIもその概念を踏まえてクラスター開発を挙げている。

JICAは2011年頃から、MITI派遣の産業開発アドバイザーを通じて中小企業振興公社(Small Industries Development and Organization: SIDO)に対し、産業クラスター開発に係る助言や工業団地施設整備計画立案支援を実施、かかる支援を踏まえて、タンザニア政府は我が国へ産業クラスター開発に係る技術協力を要請し、JICAは2015年6月からSIDOへ個別専門家を派遣して、産業クラスター開発の戦略及び計画の立案と、パイロットクラスター(Mbeya州、Mwanza州、Singida州)の分析と開発計画策定を支援している。

右協力の成果を踏まえ、タンザニア政府は我が国に対して、SIDOの産業クラスター開発の取組みを拡大するための支援を要請し、本件の個別専門家派遣による協力が採択された。

本業務で期待される成果

- (1) SIDO において、産業クラスター開発戦略のメインストリーム化を含めた、産業クラスター 開発実施体制が整備される。
- (2)パイロットクラスターの開発計画が策定され、活動が実施される。
- (3) SIDO の産業クラスター開発支援能力が向上する。
- (4) SIDO の産業クラスター開発に関連する業務(工業団地整備、信用保証制度、KAIZEN、業務 効率やマネジメントの改善等)に対して適切な助言が行われる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、産業貿易投資省のSID0をカウンターパート機関(C/P) とし、C/Pと協働して、産業クラスター開発戦略・活動に係る助言・支援等を行う。なお、本業務と密接に連携し、SID0の中小企業向け工業用地開発のための簡易的な実現可能調査(Pre-F/S調査)の実施を行う現地雇上コンサルタントを傭上する他、同調査実施支援を行う専門家を別途派遣予定であり、連携して

業務を実施すること。

具体的な業務内容は以下の通り。

- (1) 国内準備期間(2017年7月上旬)
 - ① 要請書、既存の報告書、タンザニア政府文書等を参照し、要請内容及びタンザニアにおける産業クラスター開発の状況を把握する。
 - ② JICA産業開発・公共政策部及びJICAタンザニア事務所と連絡・協議の上、業務内容を整理し、ワークプラン(和文・英文)を作成して、産業開発・公共政策部へ説明し、承認を受ける。
- (2) 第1次現地業務期間(2017年7月中旬~2017年9月中旬)
 - ① JICAタンザニア事務所及びSIDOへワークプランを説明する。
 - ② SIDOのクラスター開発支援計画を確認し、必要に応じてワークプランへ反映させて、ワークプランを最終化し、SIDOの承認を得る。

(産業クラスター開発戦略のメインストリーム化)

- ③ SIDOの産業クラスター開発戦略をSIDO内部及び他政府関係者等へ周知、啓発する 活動を支援する。(従前から実施されてきた活動の継続)
- ④ 必要に応じて、産業クラスター開発戦略の更新を支援する。
- ⑤ SIDOよりも上位の産業クラスター開発戦略が策定される場合には(MITIの戦略、タンザニア政府の戦略等)、SIDOの戦略を反映させるよう支援を行う。

(パイロットクラスターの産業クラスター開発活動の実施支援)

- ⑥ 2015年6月から派遣されている前述の個別専門家がパイロットクラスターとして 開発支援を実施してきたMbeya州、Mwanza州、Singida州の産業クラスターに関す る、クラスター開発活動計画の作成を支援する。
- ⑦ パイロットクラスターの産業クラスター開発活動の実施を支援する。(SIDO職員・関係者に対するクラスター開発に係る研修や広報活動等の実施を支援する)
- ⑧ 新たなパイロットクラスターとして2州を選定し、ベースライン調査、産業クラスター開発戦略策定、アクションプラン策定の支援を行う。(現時点においては、Iringa州、Kigoma州、Mara州等が有力な候補地として挙げられている。)
- ⑨ SIDO職員に関して、パイロットクラスターへの支援を通じて、クラスター開発支援能力向上を支援する。
- (1) 産業クラスター支援にあたっては、本業務と並行して実施される「品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクト・フェーズ2」と密接に連携し、産業クラスター開発活動にカイゼン指導を導入して、支援対象のクラスターの競争力向上に活用すること。これまでの協力で育成されたカイゼントレーナーの活用を活用し、また、産業クラスター開発を担当するSIDO職員が新たなカイゼントレーナーとして育成されるように支援し、カイゼン指導を産業クラスター開発支援活動の有力なツールとしていくこと。
- ① 産業クラスター開発支援に関して、スウェーデン国際開発協力庁(SIDA)がタンザニア科学技術委員会(Commission for Science and Technology: COSTECH)を主の実施機関とし、SIDOを他二つの実施機関の一つとして、協力プログラムの実施を計画しており、本業務と右プログラムの間に連携関係を構築し、相乗効果が生まれるように支援、調整すること。

(中小企業向け工業用地の整備に向けての準備)

② SIDOの保有する工業用地を中小企業向け工業用地として整備し、産業クラスター 参加企業を誘致して、クラスター開発活動を促進することを目的として、Pre-F/S ドラフトガイドライン(Pre-F/Sの調査項目、手順、分析報告書のアウトライン等を定める。現在派遣中の専門家が作成支援しており、本業務従事者の派遣に先行して完成する予定)をもとに、簡易的な実現可能性調査(Pre F/S)の実施を支援する。PreF/Sの実施に関しては、ローカルコンサルタントを傭上して支援対象用地の選定を含めて実施し、本邦から別途派遣する専門家がそのPreF/Sの内容に関しての品質管理を行う予定。本業務従事者は、同Pre-F/Sに関する全体の調整と調査結果の活用について支援する。また、右ローカルコンサルタントはJICAタンザニア事務所が調達予定であるが、本業務従事者は右調達や業務の実施管理の側面支援を行う。(本邦より別途派遣するコンサルタントは、Pre F/Sの調査項目、調査手法・情報収集、情報分析等に係る技術的な指導・助言を担当し、2017年夏から下半期にかけ複数回の派遣を予定。)

(信用保証制度への支援)

③ SIDOの信用保証制度に対して必要な助言・指導を行う。

(SIDOの組織能力向上への支援)

④ SIDOの業務に関して、業務効率の向上及びマネジメント改善の観点から助言を行う。

(広報活動への支援)

⑤ 産業クラスター開発に係る広報活動を支援する。

(計画の進捗確認、問題点等の進捗確認)

(16) 現地活動を通じて、産業クラスター開発支援計画の進捗状況、実施上の問題点・ 課題点等を、C/P機関、関係機関等との協議を通じて取り纏め、C/Pと共に対応策 を検討して取りまとめる。

(現地活動報告)

① 現地活動完了に際し、現地業務結果報告書(和文・英文)を作成し、SIDO及びJICA タンザニア事務所へ説明を行う。

(3) 第1次国内整理期間(2017年9月下旬)

第1次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)をJICA産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

(4) 第2次~第8次国内準備期間

前回の現地業務の結果を踏まえ、現地業務工程表(案)を含むワークプラン(英文)を更新し、JICA産業開発・公共政策部へ説明し、承認を受ける。

(5) 第2次~第7次現地業務期間

第1次現地業務期間の業務①~①を実施する。また、以下の業務に関しては第2次から第7次現地業務期間に開始される予定であり、順次業務を実施すること。

- ® 2017年度にパイロットクラスターとして追加する2州の産業クラスター開発活動の実施を支援する。2016年度より支援してきた3州への支援の成果と教訓を踏まえ、開発効果を高める工夫を行う。
- ⑨ 2018年度においては、新たに3~5州程度のパイロットクラスターを対象に、ベースライン調査から戦略及び計画策定、開発活動の実施を支援する。また、2016年度以降パイロットクラスターとして開発支援を実施しているMbeya州、Mwanza州、Singida州の産業クラスターを対象にインパクト調査を実施する。また、右3州以

外の支援対象州についても、パイロットクラスターの活動状況を整理する。

② 工業用地開発のための簡易的な実現可能調査(Pre-F/S調査)の結果を踏まえて、 工業用地整備のための資金調達の方法につき、幅広い選択肢から検討を行い、SIDO へ提案する。

(6) 第2次~第7次国内整理期間

各派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)をJICA産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

(7) 第8次現地業務期間(2019年4月中旬~2019年6月中旬)

第1次現地業務期間の業務①~⑮(⑧を除く)及び第2次から第7次派遣に追加される業務®~⑩を実施する。

- 第 1 次から第 8 次までの現地活動を通じて、産業クラスター開発支援計画の進捗 状況、実施上の問題点・課題点等を、C/P機関、関係機関等との協議を通じて取り 纏め、C/Pと共に対応策を検討して取りまとめる。併せて、今後のタンザニアの産 業クラスター開発の方向性と官民の人材育成、能力向上策について、提言を取り まとめる。
- 現地活動完了に際し、第1次から第8次までの全体協力期間に関する専門家業務 完了報告書(和文・英文)を作成し、SIDO及びJICAタンザニア事務所へ説明を行う。

(8) 第8次国内整理期間(2019年6月下旬)

第1次から第8次までの全体協力期間に関する専門家業務完了報告書(和文·英文)をJICA産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

和文2部(JICA産業開発・公共政策部及びJICAタンザニア事務所へ各1部)

英文1 O部(JICA産業開発・公共政策部及びJICAタンザニア事務所へ各1部、C/P機関へ8部) ※ JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所に対しては電子データも合わせて提出する。

(2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)

和文2部(JICA産業開発・公共政策部及びJICAタンザニア事務所へ各1部)

英文10部(JICA産業開発・公共政策部及びJICAタンザニア事務所へ各1部、C/P機関へ8部) ただし、第8次現地業務結果報告書(和文・英文)は(3)専門家業務完了報告書(和文・ 英文)案をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所へ各1部)

英文10部(JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所へ各1部、C/P機関へ各8部)なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも合わせて提出する。

(4)業務従事月報

現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報(和文を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を 参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本 ⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

現地業務に必要な在外事業強化費(通信運搬費、旅費・交通費、車両関係費、資料等作成費、消耗品費、ベースライン調査費、インパクト調査費、雑費等)については、JICAタンザニア事務所より本業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約に含めませんので、見積書への記載は不要です)。ワークショップ開催費、C/P旅費・交通費等については、現地業務の中で必要かどうかをJICAと協議の上、決定することとします。また、本業務従事者に加えて別途日本人専門家を派遣する予定です。かかる際においても当該日本人専門家の一般業務費に係る臨時会計役を本業務従事者に対して委嘱を行う予定です。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:一般業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

7.業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地のM/M、国内M/M、 渡航回数は2.契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

- ②現地での業務体制
 - ・産業クラスター開発専門家(業務実施単独型、本契約の専門家)
 - 工業用地開発専門家(業務実施単独型、今後公示予定の専門家)

③便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり (ただし第1次現地業務実施時のみとします)

イ) 宿舎手配

あり (ただし第1次現地業務実施時のみとします)

ウ) 車両借上げ

レンタカーを本業務従事者が手配することになります。

エ)通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

なし

カ) 執務スペースの提供

中小企業振興公社内における執務スペース提供(予定)。

※現在タンザニア政府によって積極的に進められているドドマへの首都移転の 状況に応じて、活動期間中にSIDO本部および執務室もドドマに移転する可能性が ある点、留意。

(2)参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム (03-5226-8041) にて配布します。

- ·SIDOの概要
- ・SIDOが保有する工業用地一覧
- SIDO Industrial Cluster Development Strategy
- Report of the cluster sensitization workshops
- ベースライン調査報告書
- Activity Plan
- ・プロジェクト事業進捗報告書

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ③ 「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談ください。
- ④本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとします。見積書に おいては、年度で分けずに全業務期間分一括して作成してください。
- ⑤タンザニア就労許可証、在留許可証(EC)の発給手続きに関して、現在、タンザニアで業務に従事するにあたり必要となる就労許可証及び在留許可証(Exemption of Certificate = EC)の取得(JICA事務所からの申請→発給)に係る日数が長期化する傾向にあります(注:最大で13週間程度)。初回の現地業務は入国ビザで対処できる可能性がありますが、それ以降、また特に地方出張を伴う業務に従事する場合、就労許可証、在留許可証(EC)の取得は極めて重要となるため、プロポーザル提出企業においては、確実な取得可能性に関するリスクを考慮し、活動計画(案)を策定する必要があります。なお、上記リスクは、タンザニア政府側の事務手続きによるため、本件に係る不確実性について、JICA側の対応能力の範囲を超える点を予め了承願います。
- ⑥活動拠点に関して、2015年に発足したマグフリ新政権は、ドドマへの首都移転の計画を積極的に推進しています。SIDO本部の移転については不透明な状況であり、契約期間中にドドマに移転する可能性があります。

以上